

鹿児島県の死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について

<鹿児島県、熊本県同時発表>

令和 2 年 1 月 22 日 (水)

環境省が野鳥における全国的なサーベイランスとして実施している死亡野鳥調査において、1 月 18 日に鹿児島県出水市で回収されたヒドリガモ 1 羽の死亡野鳥について遺伝子検査を実施したところ、1 月 22 日に A 型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応が出た旨の報告がありました。

1. 経緯

- ・ 1 月 18 日に鹿児島県出水市でヒドリガモ 1 羽の死亡個体が回収されました。
- ・ 1 月 22 日に国立環境研究所において本死亡個体の遺伝子検査を実施したところ、A 型インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応が出た旨の報告がありました。
- ・ 確定検査は鹿児島大学において実施することとしており、確定検査の結果判明まで 1 週間程度かかる見込みです。
- ・ 1 月 22 日に回収等地点の周辺 10Km 圏内を野鳥監視重点区域に指定しました。

※ 現時点では、遺伝子検査により陽性が確認された段階であるため、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

2. 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において野鳥の監視を一層強化します。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確定した場合、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内単一箇所発生時の「対応レベル 2 (単一箇所発生時)」に引き上げ、鳥類の生息状況等の監視を強化します。
- (3) その他「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載) に準じて、必要な対応をします。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf

【取材について】

- ・現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【添付資料】

- ・今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	
直通	03-5521-8285
代表	03-3581-3351
室長	川越 久史 (内線 6470)
室長補佐	西野 雄一 (内線 6675)
係長	小西 美代 (内線 6477)
担当	近藤 千尋 (内線 6676)

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等
(令和2年1月22日 19:30 現在)

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	監視重点区域指定状況
1	新潟県	阿賀野市	ヒドリガモ	R1/12/19	R1/12/24 (陰性)	R1/12/26 (陽性)	R2/1/2 (陰性)	R1/12/26 指定 R2/1/2 解除
2	鹿児島県	出水市	ヒドリガモ	R2/1/18	R2/1/20 (陰性)	R2/1/22 (陽性)	確定検査機関 で検査予定	R2/1/22 指定

※今回の案件は太枠内となります。